

日 薬 業 発 322 号
令和 7 年 11 月 26 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について（周知依頼）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課より、別添のとおり連絡がありました。

医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止については、令和 7 年 4 月 7 日付け日薬業発第 11 号にてお知らせしたところですが、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会における事務の実態等を踏まえ、保険者照会の廃止の時期を令和 8 年 2 月 1 日からに後ろ倒しし、具体的な取扱いについても一部変更がされる予定とのことです。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和7年11月18日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について（周知依頼）

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）及び「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）に基づく医療費助成では、指定医療機関の窓口において高額療養費制度適用後の医療保険給付額を算出できるよう、受給者証に医療保険における所得区分（以下単に「所得区分」という。）を記載することとしており、受給者証作成にあたり、自治体から医療保険者に対して、所得区分の照会（以下「保険者照会」という。）を行っております。

この点、基本的に指定医療機関はオンライン資格確認により患者の所得区分を確認することができるようになっている状況や、地方分権提案募集等を踏まえ、「医療保険における所得区分の照会等に係る事務の廃止について（事前連絡）」（令和7年4月1日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課事務連絡）において、令和7年中に廃止する旨ご連絡したところですが、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会における事務の実態等を踏まえ、改めて具体的な対応方針について検討した結果、保険者照会の廃止の時期を後ろ倒しし、具体的な取扱いについても一部変更させていただく予定ですので、下記のとおりお知らせいたします。つきましては、貴会から、貴会会員の関係機関に対して周知いただけるよう、御配慮方よろしくお願ひいたします。

なお、本件は各都道府県・指定都市の難病対策担当課及び各都道府県・指定都市・中核市・児童相談設置市の小児慢性特定疾病対策担当課宛てにも、管内の指定医療機関に対して周知していただくよう、依頼していることを申し添えます。

また、申請者の利便性を確保する観点から、被用者保険における低所得区分（下記4.の（※）所得区分における70歳未満の市町村民税世帯非課税者並びに70歳以上の低所得者I及び低所得者IIをいう。）に該当すると思われる申請者については、その者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けることが引き続き可能となるよう、自治体に対して対応を依頼しております（詳細は下記4.をご確認ください）。

記

1. スケジュール（予定）について

健康保険法施行規則等の改正や関係通知の改正の措置を行い、令和8年2月1日から廃止することを予定しております。

2. 保険者照会廃止後の所得区分の確認方法について

受給者証への所得区分の記載を廃止いたしますので、指定医療機関においては次の方法により所得区分を確認することといたします。

（1）オンライン資格確認又は限度額適用認定証等により所得区分の確認ができる指定医療機関

①マイナ保険証の場合

患者がマイナンバーカードをカードリーダーに置くことで、オンライン資格確認等システムから患者の資格情報を取得・取込します。

所得区分の確認のために特別な操作は必要ありません。

②資格確認書の場合

患者が資格確認書を提示し、指定医療機関が記号番号等を入力することで、オンライン資格確認等システムから患者の資格情報を取得・取込します。このとき、限度額適用区分情報の提供について患者から同意を取得する必要があります。所得区分の確認のため、記号番号等の入力にご協力お願いします。

③限度額適用認定証等の提示を受ける場合

限度額適用認定証等に記載された所得区分を確認します。

（2）所得区分の確認ができない指定医療機関（オンライン資格確認等システム未導入の医療機関、資格確認書を提示した患者が限度額適用区分情報の提供に不同意の場合や患者からの限度額適用認定証等の提示がない場合等）

「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（令和6年3月27日付け保医発0327第5号厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官通知。以下「レセプト記載要領」という。）に沿って、以下のとおり取り扱うことといたします。

また、この取扱いに伴う高額療養費の給付額の事後調整は行わないことといたします。

① 70歳未満の者 適用区分ウ：80,100円+（医療費-267,000円）×1%

② 70歳以上の者（入院療養）（ただし、④の者を除く。） 適用区分一般：57,600円

③ 70歳以上の者（外来療養）（ただし、④の者を除く。） 適用区分一般：18,000円

④ 70歳以上の現役並み所得者 適用区分ア：252,600円+（総医療費-842,000円）×1%

※金額については現時点のものであるため、今後、高額療養費の基準が見直された場合は置き換えてご対応ください。

※①については、レセプトの「特記事項」欄へは記載しない。なお、②③④については、「特記事項」欄へ記載する必要がある。

※②③の「適用区分一般」とは、レセプト記載要領に基づき、後期高齢者医療を除く70歳以上の者（2割負担）は「適用区分エ」、後期高齢者医療被保険者（2割負担）は「適

用区分力」、後期高齢者医療被保険者（1割負担）は「適用区分キ」を指す。

※④は、高齢受給者証等の提示により、指定医療機関において、現役並み所得者であることが確認できた場合。

3. 償還払いの対応について

保険者照会の廃止により、自治体において所得区分の確認ができなくなります。このため、償還払いの際、患者が自治体に提出する申請書の指定医療機関の証明欄に所得区分の記入を求められる可能性があります。その際は、上記2の方法により確認を行った所得区分の記入についてご協力をお願いします。

4. 低所得者区分に該当すると思われる被保険者が、公費負担の請求に併せて任意で限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとする場合の対応について

低所得者区分（以下（※）の所得区分における70歳未満の市町村民税世帯非課税者並びに70歳以上の低所得者Ⅰ及び低所得者Ⅱをいう。）に該当すると思われる申請者については、自治体において当該被保険者が非課税者等であることの確認を行い、保険者にその旨通知する運用といたします。

なお、本手続に際し保険者から回答を待つ等の対応は不要になります。

（※）所得区分

（70歳未満）ア：標準報酬月額83万円以上

イ：標準報酬月額53万円以上79万円以下

ウ：標準報酬月額28万円以上50万円以下

エ：標準報酬月額26万円以下

オ：市区町村民税の非課税者

（70歳以上）VI（現役並みⅢ）：標準報酬月額83万円以上

V（現役並みⅡ）：標準報酬月額53万円以上79万円以下

IV（現役並みⅠ）：標準報酬月額28万円以上50万円以下

III（一般所得者）：標準報酬月額26万円以下

II（低所得者Ⅱ）：市区町村民税の非課税者

I（低所得者Ⅰ）：市区町村民税の非課税者

（年金収入一定基準以下）

オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について

- オンライン資格確認システムの導入により、
① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになります。
- ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や診療/薬剤情報を閲覧できるようになります（マイナポータルでの閲覧も可能）。

